

各 位

八戸市建設業者等指名停止要領及び運用基準の改正について

八戸市では、建設業者等指名停止要領及び運用基準について、次のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

1 目的

独占禁止法違反行為や贈賄などに係る指名停止措置を強化することにより、不正行為に対する抑止力の強化及び公正な入札執行の確保を図る。

また、措置要件における地域区分等の見直しや、落札決定後の契約辞退に係る取扱いの明記などにより、運用基準の明確化を図る。

2 主な改正点

(1) 贈賄、独占禁止法違反行為及び競売入札妨害又は談合に対する罰則の強化

- 市職員に対する行為のもの、市発注工事に関するもの

贈賄

独禁法違反

競売入札妨害

（現行）7 か月以上 13 か月以内 → （改正後）12 か月以上 18 か月以内

- 他の公共機関の職員に対する行為のもの、市発注工事以外に関するもの

贈賄

独禁法違反

競売入札妨害

（現行）4 か月以上 10 か月以内

（現行）5 か月以上 10 か月以内

（現行）5 か月以上 13 か月以内

→ （改正後）9 か月以上 15 か月以内

(2) 措置要件の地域区分の廃止

独占禁止法違反行為をはじめ、贈賄、競売入札妨害又は談合、建設業法違反行為、不正又は不誠実な行為について、県内・県外などの地域区分を廃止する。

(3) 指名停止期間の上限の延長

一度の指名停止により措置することができる期間の上限を引き上げる。

（現行）上限 24 か月 → （改正後）上限 36 か月

(4) 落札決定後に契約を辞退した場合の取扱いを明記

正当な理由がなく落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合は、不正又は不誠実な行為として、3 か月間の指名停止を行う。

※ 落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合を含む。

3 実施期日

平成 29 年 6 月 1 日から実施する。

問合せ先

八戸市財政部契約検査課

電話 0178-43-2111 内線 3455、3456

指名停止期間の比較表（指名停止要領運用基準より抜粋）

	現 行			改 正 後		
贈 賄	市職員に対する行為	代表役員等	13 か月	市職員に対する行為	代表役員等	18 か月
		一般役員等	10 か月		一般役員等	15 か月
		使用人	7 か月		使用人	12 か月
	県内の他の公共機関の職員に対する行為	代表役員等	10 か月	他の公共機関の職員に対する行為	代表役員等	15 か月
		一般役員等	7 か月		一般役員等	12 か月
		使用人	4 か月		使用人	9 か月
	県外の他の公共機関の職員に対する行為	代表役員等	10 か月			
		一般役員等	4 か月			
		又は使用人				
独占禁止法違反行為	市発注工事	刑事告発等	13 か月	市発注工事	刑事告発等	18 か月
		排除措置命令等	7 か月		排除措置命令等	12 か月
	県内	刑事告発等	10 か月	市発注工事以外	刑事告発等	15 か月
		排除措置命令等	6 か月		排除措置命令等	9 か月
	県外	刑事告発等	10 か月			
		排除措置命令等	5 か月			
競売入札妨害又は談合	市発注工事	代表役員等	13 か月	市発注工事	代表役員等	18 か月
		一般役員等	10 か月		一般役員等	15 か月
		使用人	7 か月		使用人	12 か月
	県内	代表役員等	13 か月	市発注工事以外	代表役員等	15 か月
		一般役員等	8 か月		一般役員等	12 か月
		使用人	7 か月		使用人	9 か月
	県外	代表役員等	10 か月			
		一般役員等	6 か月			
		使用人	5 か月			
建設業法違反行為	市発注工事	代表役員等	9 か月	市発注工事	代表役員等	9 か月
		一般役員等	4 か月		一般役員等	4 か月
		営業停止	3 か月		営業停止	3 か月
		指示処分	2 か月		指示処分	2 か月
	市内	代表役員等	9 か月	市発注工事以外	代表役員等	9 か月
		一般役員等	3 か月		一般役員等	3 か月
		営業停止	2 か月		営業停止	2 か月
		指示処分	1 か月		指示処分	1 か月
	市外	代表役員等	6 か月			
		一般役員等	2 か月			
		営業停止	1 か月			
不正又は不誠実な行為	市発注工事			市発注工事	契約辞退等（新設）	3 か月
					代表役員等	9 か月
					一般役員等	4 か月
					その他違反	2 か月
	市内	代表役員等	6 か月	市発注工事以外	代表役員等	6 か月
		一般役員等	3 か月		一般役員等	3 か月
		その他違反	1 か月		その他違反	1 か月
	市外	代表役員等	6 か月			
		一般役員等	2 か月			